

○かすみがうら市企業立地促進条例

平成21年9月28日

条例第28号

改正 平成24年3月27日条例第10号

平成26年3月31日条例第8号

平成28年3月31日条例第4号

平成29年3月31日条例第9号

平成30年3月30日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、必要な助成措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって本市の経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって製造業、情報通信業等の事業を営む者で規則で定めるものをいう。
- (2) 事務所等 事務所、工場、営業所、事業場、その他の事業の用に供する施設をいう。
- (3) 企業の立地 市内における企業による事務所等の新設、増設等で、規則で定めるものをいう。
- (4) 設備投資額 企業の立地に必要な土地及び償却資産の取得に要する経費の総額で規則で定める額をいう。
- (5) 新規雇用従業員 企業の立地に伴い市内において就業することとなる従業員で規則で定めるものをいう。
- (6) 敷地整備・インフラ整備額 企業の立地に必要な土地の整備及び構築物の整備に要する経費の総額で規則で定める額をいう。

(7) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(8) 本社機能移転 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

ア 事務所であって、次のいずれかの部門のために使用されるものをいう。

(ア) 調査及び企画部門

(イ) 情報処理部門

(ウ) 研究開発部門

(エ) 国際事業部門

(オ) その他管理業務部門

イ 研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの

ウ 研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの

(助成措置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、この条例の規定による助成金の交付を受けることができる者としての指定（以下「指定」という。）を行った企業に対し、予算の範囲内において次に掲げる助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。この場合において、市長は、必要に応じ、助成金を複数の年度に分割して交付することができる。

(1) 設備投資助成金

(2) 雇用促進助成金

(3) 敷地整備・インフラ整備助成金

2 設備投資助成金は、指定を受けた企業（以下「指定事業者」という。）による企業の立地に対し交付する。

3 雇用促進助成金は、指定事業者による新規雇用従業員の雇用に対し交付する。

4 敷地整備・インフラ整備助成金は、指定事業者による企業の立地に伴う整備に対し交付する。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 設備投資助成金 設備投資額に100分の5の割合を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。ただし、本社機能移転の場合は、設備投資額に100分の10の割合を乗じて得た額とし、2億円を限度とする。
- (2) 雇用促進助成金 新規雇用従業員の数に30万円の額を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。ただし、本社機能移転の場合は、新規雇用従業員の数に50万円の額を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。
- (3) 敷地整備・インフラ整備助成金 敷地整備・インフラ整備事業費に100分の25を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。ただし、本社機能移転の場合は敷地整備・インフラ整備事業費に100分の50を乗じて得た額とし、2億円を限度とする。

(企業の指定要件)

第5条 指定を受けることができる者は、第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号から第7号までのすべての要件に該当する企業のうち、市長が適当と認めた者とする。

- (1) 新たに用地を取得し、又は用地を借り受けて事務所等を新設し、増設し、又は借り受けること。
- (2) 企業が所有する土地に事務所等を増設すること。
- (3) 設備投資額が、事務所等の新設の場合は2億円（中小企業にあっては、1億円）以上、事務所等の増設等の場合は1億円（中小企業にあっては、5千万円）以上であること。
- (4) 第1号に規定する者にあつては用地の取得又は借受けにかかる契約を締結した日から、第2号に規定する者にあつては当該増設にかかる工事等の契約を締結した日、又は増設にかかる敷地整備・インフラ整備工事の契約を締結した日から規則で定める期間内に操業を開始すること。
- (5) 新規雇用従業員の数が5人（中小企業者にあつては、3人）以上で

あること。

(6) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

(7) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条の規定に基づく地域経済牽引事業計画を作成し同条第4項に基づき茨城県知事の承認を得ていること。

(指定の申請)

第6条 指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(指定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、第5条の指定要件に該当すると認めるときは、指定を行うものとする。

2 市長は、指定を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(助成金の額の決定等)

第8条 指定事業者は、指定に係る事業を開始したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、当該報告の内容が指定の内容及び指定に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を決定し、当該指定事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告が前条第1項に規定する指定の日から起算して3年を経過しているときは、助成金を交付することはできない。

(変更の届出)

第9条 指定事業者は、当該申請の内容に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を行った指定事業者に対し、当該指定について必要な条件を付することができる。

(指定の承継)

第10条 譲渡、合併その他の理由により指定事業者の事業を承継した者は、当該事業が継続される場合に限り、規則で定めるところにより市長の承認を得て、当該指定事業者の地位を承継する。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、当該取り消しの効力は、取り消しの事由が発生した時点に遡及して生じるものとする。

- (1) 第5条の指定要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第7条第2項又は第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、指定若しくは助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(報告又は立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、助成金の交付を受けた者に対し、必要な報告をさせ、又は職員に事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められるものと解釈してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

- 2 この条例は、平成35年3月31日限りその効力を失う。ただし、その日までに第6条の規定による申請を行ったものについては、なおその効力を有する。

附 則 (平成24年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第20号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。